

# 医療倫理並びに生命倫理の授業改善及び研究公開のための シンポジウム「物語」というアプローチ： 「物語る臨床の知と生命の現場」開催報告

新潟大学大学院医歯学総合研究科 山内春夫

## Narrative Approaches in Philosophy, Law, Health Care —Clinical Knowledge and Human Life—

Haruo YAMANOUCHI (Niigata University Graduate School of Medical and Dental Sciences)

### Abstract

We held an open multidisciplinary symposium about “narrative approaches” on March 1, 2003, at Daishi Hole, Niigata City. The goal of the symposium was to improve the education and the research on biomedical ethics at Niigata University. Three faculties of Medicine, Law, and Humanities jointly designed the program. Four simposists were invited: Professor Noe (Tohoku University) started with the basic philosophical foundation of narratology; Professor Onozaka (Niigata University) and Professor Tanase (Kyoto University) presented about narrative approaches in legal studies; Professor Miyasaka (Niigata University) talked about health care narratology. There were around 100 audience participated and some joined discussion with speakers. We found possibility of the application of narrative concepts and methods presented here to biomedical ethics, especially to the improvement of teaching plans and methods. The symposium also encouraged us to challenge basic study to theoretical foundation of narrative-based medicine and health care.

**Keywords :** *Narrative Approaches, biomedical ethics, narrative-based medicine*

### I. はじめに

1997年度から始まった医学部の「生命倫理」の講義は、医学部（医学科）5年生（約100名）の3期から4期にかけての計12回、1時間（60分）の講義であり、医師による講義は、臨床各科の臨床講義などで、いろいろ聞くことができるということで、数回程度にとどめた。そして、医師以外の様々な分野の講師から、それぞれの生命倫理観を中心に講義してもらおうことにした。初年度から4年間は、加藤尚武先生（当時、京都大学文学部教授、現鳥取環境大学学長）に来て頂くことができた。この「生命倫理」の講義のメンバーを中心に、1999年1月に、新潟生命倫理研究会が発足し、医学部（医療短大、保健学科を含む）のほか、歯学部、人文学部、法学部、農学部、教育人間科学部の学内のメンバー以外に、学外からの参加者もあり、研究会を月1回のペースで行った。

医学科以外でも、全学共通科目などで、「生命倫理演習」（栗原）、「医療倫理学入門」（宮坂）、「倫理学演習」（栗原）、「いのちへのかかわり」（宮坂）、「医療・科学技術倫理入門」（宮坂）、「医療と法」（山内、南方ほか）などの講義が行われている。

新潟生命倫理研究会の世話人の一人である法学部小野坂弘教授の2003年3月退官を記念して、医療倫理並びに生命倫理の授業改善及び研究公開のためのシンポジウムを企画した。テーマは、小野坂教授のほか、研究会事務局の保健学科宮坂道夫助教授が熱心に取り組んできた、「物語論」とし、この二人に、日本での代表的な論客、京都大学大学院法学研究科の棚瀬孝雄教授、東北大学大学院文学研究科の野家啓一教授に参加をお願いした。日時は、2003年3月1日土曜日、会場は、だいしホール（第四銀行）と決まり、第44回新潟生命倫理研究会とした。

シンポジウムの案内は、「哲学・現代思想から、法律、さらに医療にいたるまで、様々な分野で「物語」という考え方が注目されています。新潟生命倫理研究会は、この「物語」をテーマに、人間と社会を考えるためのシンポジウムを開催します。多くの方の聴講をお待ちしています。」とした。各シンポジストのレジメと講演内容の一部を紹介する。

## II. 「物語りによる世界制作」

野家啓一 教授（東北大学大学院文学研究科）

### (1) 「物語り行為」とは何か

生物学者ユクスキユルは動物を「知覚系」と「作用系」から成る機能的円環として捉えた。人間の経験もまた、単なる感覚受容ではなく、知覚（受動性）と行為（能動性）という二つのベクトルから成る機能的円環である。のみならず、人間は過去の経験を参照し、未来の経験を予期しつつ、現在の経験を生きる。そのような重層的経験を統合し、組織化する言語行為、それが「物語り行為」にほかならない（物語りの超越論的機能）。

ここで「物語り行為」を仮に「時間的に隔たった二つ以上の出来事に言及し、それらを筋立てる（plotting）言語行為」と定義する。また、始めと終りをもった完結した言説である「物語（story）」と常に途上から出発する未完結の構造体である「物語り（narrative, plot）」とを区別したい。人間の経験を組織化する働きをするのは、名詞的・静態的な「物語」ではなく、動詞的・動態的な「物語り」である。

### (2) 物語りによる自己制作

自己は実体ではなく関係である。言い換えれば、自己とは「物語り」によって統合された説明可能な（accountable）な経験と行為のネットワークにほかならない。説明可能性は過去の自己を意味づけるとともに、未来へ向かって可能性としての自己を投企する。また、説明可能性は自己完結することなく、他者へと向けられている。その限りで「自己物語り」は絶えず他者の承認を必要とし、その承認によって自己は責任主体となる。さらに、自己物語りは「無規定箇所」を含むことによって、他者の解釈へと開かれている。同時に自己物語りは他者の解釈を包摂することによって、自己を語り直す。この語り直しを通じて、自己は新たな自己へと再編成される。その意味で、自己とは「語り尽くせないもの」を孕んだ制作途上の物語りにほかならない。あるいは、その物語りの「文体（style）」が他者から区別される固有の自己である。

### (3) 物語りと人間科学

科学も物語りも二つ以上の出来事に因果関係を設定する点で変わりはない。しかし、科学的説明が出来事を一義的な直線（最短距離）で結ぶのに対し、物語りの説明は多様な曲線で結ぶ。また、自然科学がガリレオ以来主観的な「心的述語」を排除してきたのに対し、人間科学は文脈依存的な「行為」の記述を不可欠の要素として含むため、意図や信念など心的述語を排除できない。人間科学は心的述語を使用することによって、経験の「リアリティ」ではなく「アクチュアリティ」の把握を目指す。アクチュアリティの記述は行為遂行性をもった「物語り行為」によってなされる。その意味で、人間科学に求められているのは、物語り論（narratology）を基盤にした「三人称の科学」から「二

人称の科学」への転換である。最近の「ナラティブ・セラピー」や「ナラティブ・ベイスト・メディスン（NBM）」の試みは、そのような方向を示唆している。

参考資料を以下に紹介する。

(1) 「われわれはストーリーを『時間の進行に従って事件や出来事を語ったもの』と定義しました。プロットもストーリーと同じく、時間の進行に従って事件や出来事を語ったものですが、ただしプロットは、それらの事件や出来事の因果関係に重点が置かれます。つまり『王様が死に、それから王妃が死んだ』といえばストーリーですが、『王様が死に、そして悲しみのために王妃が死んだ』といえばプロットです。時間の進行は保たれていますが、二つの出来事の間因果関係が影を落とします。（中略）ストーリーなら『それから?』と聞きます。プロットなら『なぜ?』と聞きます。これがストーリーとプロットの根本的な違いです。」（E. M. フォスター『小説の諸相』中野康司訳、みすず書房）

(2) 「私に関わっている種類の記述 [物語り文] は、二つの別個の時間的に離れた出来事、E1 および E2 を指示する。そして指示されたうち、より初期の出来事を記述する。（中略）『三十年戦争は一六一八年に始まった』は、戦争の開始と終りを指示しているが、戦争の開始のみを記述している。その戦争が、それが続いた期間によってそう呼ばれているという仮定に立つと、それを一六一八年に『三十年戦争』と記述できるものは、おそらく誰もいないだろう。」（A. ダント『物語としての歴史』河本英夫訳、国文社）

(3) 「自己性についての物語的概念が要求するものは二点ある。一つに〈私〉とは、私の誕生から死に至るまでを貫く一つの物語を生き抜く過程で、他者によってそうであると正当に見なされているところの者である。（中略）誕生から死までを貫くある物語の主体であるということは、先に述べたように、語られうる人生を構成する諸行為、諸経験の申し開きができる（accountable for）ことである。（中略）物語的な自己性についての他の側面はこれと対応する点である。すなわち、私は単に申し開きのできる者というだけではなく、常に他者にも申し開きを求めうるもの、他者にその問いをかける者でもあるという点である。」（A. マッキンタイア『美德なき時代』篠崎栄訳、みすず書房）

(4) 「『リアリティ』と『アクチュアリティ』という二つの用語は（中略）、辞書の上では両方とも『現実性』や『実在性』の訳語が当てられていて、実際にもかなり漫然と類語として理解されているようである。しかしそのラテン語の語源をたどると、リアリティのほうは『もの、事物』を意味するresから来ているし、アクチュアリティのほうは『行為、行動』を意味するactioに由来している。（中略）つまり同じように『現実』とはいっても、リアリティが現実を構成する事物の存在に

関して、これを認識し確認する立場から言われるのに対して、アクチュアリティは現実に向かってはたつきかける行為のはたつきそのものに関して言われることになる。」(木村敏『偶然性の精神病理』岩波現代文庫)

- (5) 「モダニストのセラピーは、科学的な基盤によって正当化された既成の物語から始まる。科学的と認められるがゆえに、それは比較的变化しにくいものである。部分的な修正は許されても、学問体系それ自体は確立された学説の重みを背負っている。(中略) こうした諸条件のもとで、クライアントは閉鎖的な理解の体系と向き合うことになる。クライアント自身のリアリティはセラピストのリアリティに道を譲るだけでなく、その他すべての解釈もまた排除される。」(K. ガーゲンほか『ナラティブ・セラピー』金剛出版)

### Ⅲ. 「物語と裁判」

小野坂 弘 教授 (新潟大学法学部)

#### (1) 何故、「物語と裁判」なのか

裁判で問題となる紛争や事件は現実の生活における現実的な混乱であるが、それらの紛争や事件は現実の、あるいは当事者によって現実とされる無数の断片から選択された「事実」によって「構成」されるものである。したがって、そのような選択と構成を導く枠組みがなければ、そもそも裁判は成り立たないのである。しかも実際の裁判は動員できる人・時間・費用が限定された中で行われるものであるから、スムーズに機能する枠組みなしにはうまく行く筈がない。

近代以後の裁判は国民に納得されるものでなければならぬし、裁判には普通に考えられているよりもずっと多くの一般市民(法的には素人)が参加しているから、陪審制や参審制でなくとも、たとえば、被告人、証人、傍聴人。特定分野の専門家である鑑定人も法的には素人である)、裁判で使われる枠組みはそれらの人々が使い慣れており、理解できる「社会的枠組」でなければならない。それが「物語」なのである。

裁判官(ここではいわゆる職業)は事実認定に関しては専門家ではないことに注意しなければならない。わが国の裁判官の中には自分たちが事実認定の専門家であると自負する人々がいることが事実である。もしそのような主張が当たっているとすると、裁判官として経験を積めば、益々、事実認定の専門家だということになる。しかし、わが国では無罪判決は極端に少なく、有罪判決が圧倒的であるから、そこで言われる裁判官としての経験とは、有罪判決の経験なのである。最高裁の裁判官は裁判官出身、検察官出身、弁護士出身、学者出身などいろいろであるが、検察官出身の最高裁判事の有罪率は100%であり、これは弁護士出身判事の50%程度と比べて極端に高い。ここにヴァインフリート・アッセマー(現ドイツ憲法裁判所判事)の言う「職業的歪曲」が見

られると言っても過言ではあるまい、さらに昇進や経歴への関心が絡むと、この傾向が強まることは、社会学者のアルヴィン・グールドナーが鋭く指摘するところである。

#### (2) 法と物語

法的なルールは単に論理的な命題(ここでは主語と述語で作られた文章の意味に理解しておけば十分である)ではないし、概念によって分析し尽くせるものでもない。法律もいろいろあるが、特に刑事法、すなわち犯罪や非行、刑罰や少年に対する保護処分について規定している法律は、日常生活で使われる言葉と近い言葉で作られている。たとえば、最近のイギリスの刑法改正案の説明書は物語を存分に使って説明されているが、これは実に専門家向けに作られたものなのである。

そもそも刑事法で論じられる責任とか、非難とか、公平さとか、犯罪と刑罰の釣合の良さ悪さなどは、誰でも何らかの意見を言える種類の問題なのであり、したがって、「一億総評論家現象」が何時も見られるわけなのである。もしも、法的な論議が日常生活の論議と懸け離れているものであれば、誰も理解できず、したがって納得もしないことになって、法は宙に浮いた「空中楼阁」になってしまうであろう。そのような法は全く意味のない存在である。少なくとも、刑事法のような基本的な法は日常生活、日常文化、日常の言葉の基盤の上に乗っていなければならないのである。このことはミュンヘン大学名誉教授のアルトゥール・カウフマンが説くところである。犯罪者・非行少年自身の日常言語による社会的帰責が、裁判官によって法律言語による法的帰責へと転換されると。

法というものは、そもそも現実の世界から切り離された独立した意味の体系ではなく、現実の世界における現実の人間の現実の出来事について語るものなのである。特定の時間と場所、特定の文化と社会に位置付けを持っている、特定の人間が特定の事件について法的に何かをして欲しいから、法律家の所へ行くのである。何が起きたか、その意味は何か、自分はそれについて何を主張するのか、その理由は何か。このような具体的な物語なしには、法的な事案は存在しないのである。

#### (3) 法的なルールには「法の物語」が含まれている。

法的記号論者バーナード・ジャクソンが言うように、裁判とは、当事者が事案の具体的な事実から構成した物語を法的ルールの基底にある物語パターンと比較することによって進められる。たとえば、強姦罪には「夫が妻を強姦する」という物語は含まれていないのである。アメリカやヨーロッパではいわゆるフェミニズム(女性解放運動)の影響の下で、このような場合にも強姦が認められるようになったけれども、わが国では依然として認められていない。あるいは、わが国は戦後、交通事故を厳罰主義で扱ってきたので、不可抗力としか言いようのない場合にも、自動車運転者の責任を認めてきた。しかし、1966年に最高裁が「信頼の原則」を認めて以後は、交通法規を守って運転した自動車運転者には過失がな

いことが認められた。これも、「法の公式の物語」の変化が、裁判の結果を左右する事例である。

法律家の役割について、ジェームズ・ボイド・ホワイトは言う。「依頼人の語る物語はそのまま法律家の受け入れられる訳ではない。・・・正式の法的過程において、その物語は法律家、依頼人、そして第三者によって発展的、抗争的な形態をとって何度も繰り返し語り直され、その結果、権威ありと判断され、あるいは同意される形態が作り上げられるのである。・・・この物語はまず最初、その物語の実行者たちの言葉でかたられるであろう。そこから法が始まるのである。ある意味では、そこは法が終わるところでもある。というのは、法の目的は世界の中で有効に働いているそうした物語に結末を与えることだからである。それゆえ、物語が通常の言語と経験で始まり、終わっている以上、法の核心は日常の言語から法的言語への、また逆に法的言語から日常言語への翻訳の過程であり、法が有効に働くのはその翻訳によってなのである」と。

J. B. ホワイトは法律家の専門性をその物語能力によって測るのである。これはわが国を「記号の帝国」(わが国についての著書の題名)と呼んだ、あのロバート・バルトが子供の物語能力を強調することと通底する。

#### IV. 「法における物語」

棚瀬孝雄 教授 (京都大学大学院法学研究科)

##### (1) はじめに

法における発話(訴訟の場で、裁判官や弁護士、当事者が語る発話)を「物語として聞く」、それによってどのような法の理解が得られるか

「物語」とは、何か。「物語」とは、一連の事実を、全体としてまとめた意味を持つように一定の筋でつなげて語るものである。無数のものから一定の事実を選択して語っていくことで、まとめた意味を伝達していく。同じ事実を語っても人によって違ってくる。語る者の主観性が反映されている。

世界を意味あるものとして理解する。人間存在に普遍的なものとして「物語」がある。

法の世界では「物語」への警戒があり、裁判官の間では、「物語判決を書くな」と言われている。

法の中では、「事実」は客観的なものでなければならない。裁判では、主観性の排除が求められる。裁判官によって、事実が変わってしまうことは許されない。

事実と事情との区別は意味がある。〇〇の事実があれば、〇〇の判決をせよという、要件(犯罪事実、不法行為など)と効果(刑罰、損害賠償、権利救済)という仮言命題がある。

裁判では、事実と直接関係ない「物語」はすべて背景的事情として基本的には排除される。しかし、物語は完全には排除できない

法の内側に入り込んだ「物語」と、外に広がっていく

「物語」がある。法にとって、ノイズにすぎない「物語」を、うまく取り込むことによって、法と社会的な機能をよりよく達成することができる。

##### (2) 法的推論に働く物語(法の内側に入り込む)

###### 1) 事実の構成

事実:断片的な事実要素から構成されたもの=物語  
AがBを殴ったということを、Cが証言する場合、目撃した状況のみではなく、その前後の状況、性格・動機などを総合的にみて、「殴った」と判断している。供を虐待しているとされた親が、単なる「しつけ」主張することもある。語る者の主観を免れない

法専門家の事実認定では、主要事実を証明するために、間接事実の認定と経験則が必要である。裁判官は、主観的構成を自他の吟味によって排除しなくてはならない。法律家のこのような努力に対しては率直に評価している。同時に、司法参加、裁判員制度が行われようとしており、市民の目線で行われる事実の把握も健全なものといえる。

アメリカでは陪審制という司法参加が行われており、素人が可能な認定、口演・直接主義で、弁護士はひかか「よい理論」を作るかに努めている。分析的な事実確認は困難であり、自分の主張、可能な証拠から全体として一貫して説明できるものとしての、「物語」に強い信頼がおかれている。

医療過誤事件の裁判で、原告弁護士は、「治療技術が未熟な医師が安易に手術を引き受けて失敗した事件です。」という。一方、被告弁護士は、「医師は患者を救いたいために難しい治療に果敢に取り組みました、しかし、不幸にも患者を救えなかった悲劇の物語です。」と語る。対立する二つの物語のどちらを買うのかということになる。

###### 2) 法の解釈

法の意味は一義的に決まらない。何によって通用する意味を作り出すか。社会の支配的な意識が反映している。しかし、しばしば対立、矛盾を生じる。

パラダイム事例(物語)として、法の抽象的な規定を具体的な事件に媒介する。そして、法律家の間で通用する意味を安定的に保持しようとする。同じ事件でも文脈によって意味、それゆえ妥当する規範が変わる。

文脈性の強調により、当事者の顔が見えてくる。法が与える痛みの可視化、法理の革新がある。裁判では、具体的な人々の語り飛び交っている。

##### (3) 法の外に広がる物語

法への仮託とは、法に託して当事者が様々な物語を語ることである。損害賠償を請求する場合、法的には、過失や因果関係などの要件の有無が争われ、最後は金銭賠償ということになる。しかし、当事者はいろいろな思いを語っていき、法・訴訟への語りによって、当事者自身の癒しが行われ、人間としての尊厳性の回復を意味する。

例えば、医療過誤や犯罪の被害者は、「真実を知りたい」、「なぜ死ななければならなかったのか?」と言って、死者に、死の過程に寄り添う。また、「死を無駄にしない」、「二度と起きないように」として、普遍的な意味づけを図る。

アメリカの政治学者ヤングは、暴力は決して偶発的あるいは粗暴な性格からたまたま生じたものではない。白人は黒人をいつも殴ってきたし、男性は女性を殴ってきた。人が人を支配する。その関係から暴力が発生するのである。殴る／殴られる関係の非対称的な関係があり、法はこの関係を是正する。

裁判の過程は、帰責ゲームであり、相手方に責任をかずける。お互いが自分の主張を出すことにより、裁判官のところに最大の資料が集まる。

#### (4) 世界の構築

人々が物語を語ることによって、社会の中にある一定の世界が作り出される。物語の中にその人の見ている世界が見えてくる。そしてその物語を聞くことによって、その世界を理解し、共有していく。

被害者達の物語の中には、独立した対等な人格としての承認だけではなく、人間としての共感、人と人とのつながりを確認しようとしている。

我々は、当事者の語る物語に注意深く耳を傾けていく、そうすると、様々な「物語」が聞こえてくる。そして、「物語」は、当事者だけでなく、弁護士やマスコミ、自助グループ・支援団体など、さまざまな人が語っている。「語る」、「聞く」ということで、無数の波紋を広げて存在している。

我々は、そこでどのような語りか、何を語っているかということを確認することで、人と法とのかかわりを見つめることができる。その鍵が「物語論」にある。

### V. 生命、医療、物語、倫理? 「生をめぐる正義論」としての物語論へ?

宮坂道夫助 教授 (新潟大学医学部保健学科)

#### (1) 構造主義物語論と医療

構造主義物語論と医療の関係を考える上で、最もわかりやすいのが、ジュネットによる物語の3要素を医療に応用して考えることである。それを以下に示す。

- 1) 物語内容: 語られた出来事の総体
- 2) 物語言説: それらの出来事を語る、発話/筆記された言説
- 3) 語り: 語るという行為

これらを臨床場面での医師と患者の対話に当てはめれば、「インフォームド・コンセント」が単なる「説明」と「同意」の過程ではなく、もっと複雑な要素から構成されていることが容易に理解できる。

#### (2) ポスト構造主義物語論と医療

##### (A) 社会構成主義

次に、ポスト構造主義物語論を医療に応用して考えよ

う。この立場は構造主義を批判して現れてきたものであり、先に紹介したジュネットの説のように単純な構造に還元して事象を画一的に捉えることを避けようとする。そのような考え方は医療分野においては、心理療法の中で「社会構成主義」として見られている。その概略(強調点)を以下に示す。

- 1) 「現実とは人々の間で構成される」
- 2) 人々が経験している現実とは別の「客観的現実」は想定できない。
- 3) クライアントとセラピストの対話
- 4) 「無知のアプローチ」に基づく「治療的対話」
- 5) クライアントから教わるという姿勢。

##### (B) 意味生成

この中には、保健医療サービスの提供者と受給者との関係を単に相対化する、というにとどまらず、そのサービス(診断、治療、介入など)が受給者にとってどんな意味を生成するかによって価値を置く。次のような視点は、従来、保健医療サービスの提供者の側で判断されてきたサービスの評価の地平を転換している。

- 1) 人間に関する理論は真か偽かを問うことはできない。
- 2) 意味を生成する可能性によって問われるべき。
- 3) セラピーを受ける人は、過去の「自分物語」を新しい「自分物語」に転換する。
- 4) どの「自分物語」がより真実であるかではなく、どの「自分物語」がよりよい意味を生み出すかが重要。

##### (C) NBM (物語論に立脚した医療)

このように、物語論は、単に心理療法という局面を超えて、医療全般の価値判断を根底から覆すインパクトを含んでいる。その概略は以下の通りである。

- 1) 病気と健康に関する科学的説明を絶対視しない
- 2) 病気の医学的説明→「医師の物語」(相対比)
- 3) 病気の意味づけ→「患者の物語」(患者の個人的・社会的文脈の中で位置づける)
- 4) 「医師の物語」と「患者の物語」との間の矛盾→相互に「対応」させる試みをする。共作、連作?
- 5) 過去の「自分物語」を新しい「自分物語」に転換する。
- 6) どの「自分物語」がよりよい意味を生み出すか

#### (3) 医療の物語論の背後にある哲学的・倫理的な問い

##### (A) 物語によって意味づける、ということ

最後に、物語論と医療との関係を支えている哲学的・倫理的な問題意識を考えてみたい。そのために、ここで二つの問いを投げかけてみる。

- 1) 自分史を書く人たちが増えているという。何のために書いているのだろうか?
- 2) 進行癌の患者のように、他人から見れば「不幸そうな境遇」にある人が、必ずしも「自分は不幸だ」とは感じているわけではないという。なぜだろうか?

この人たちは、自分の生についての物語を「書く」ことで、あるいはこれまで書いてきた物語を「書き換える」ことで、これまでの生や、今、現在の生を意味づけようとしている。自分史を書く人は、自らの物語を文章として形づくることでこれまでの生の意味を確認している。癌患者は、かつて健常であった頃には不幸としか思えなかった「癌患者としての生」を、その直中に置かれて意味づけ直すことで、今現在と今後の自分の生を生きるに値する意味あるものと確認する。彼らが行っているのは、物語によって意味づける（意味づけ直す）という作業にほかならないといえるのではなからうか。

(B) 「私の物語」を「聴く者」としての「あなた」(その存在の意味)

次に、そのような自己確認、自己による意味づけという側面のほかに、物語を他社によって承認してもらうことの重要性が指摘されてきた。これは、例えば――

「ピア・カウンセリング」つまり、同病者や同じ経験を持つ人同士のカウンセリングに効果があることが知られていることに端的に現れている。医療従事者には、患者や病者の物語を承認する、という役割が不可欠であろう。

「物語倫理」とは

こうした医療従事者に「患者の物語の証人」としての義務が課されることで、物語論と医療の関係は倫理性を帯びていることがうかがわれる。これについて検討しよう。まず、物語が人間に行為指針を与えることについて、以下の二点を指摘しておきたい。

- 1) 人は抽象的な「規範」よりも、自分によって「規範となる人物」の人生やその振る舞いを参考にしながら決定をする。→聖人、先人、「リスペクト」する人々
- 2) 人は真空中に浮かぶ塵のような存在ではなく、価値観を共有する「共同体」の中に生き、そこで共有されている「物語」によって、自己の役割や意味を見いだす。→ 地域、宗教、家族……

(C) 「私の物語」を「聴く者」としての「あなた」(その「不在」の意味)

しかしながら、人間社会の現実、あるいは人類の歴史を見れば、私たちはつねに他人の物語を聞き損ねたり、意図して聞かずにいたり、もっとひどい場合には消し去ろうとしたりしてきたという事実立ちあたる。

マリー・ローランサン の詩「鎮静剤」(堀口大学訳) を囲繞しよう。この作家によると、いちばん哀れなのは

「忘れられた女」だという。「病気の女」や「死んだ女」よりも、である。ローランサンは「自己の物語を聞かれぬ人」の不幸を「病気」や「死」よりも最悪のものに見なしたのだ。

こうして、物語論は、人権・尊厳・正義に関わるものだということがえてくる。歴史的な不幸を思い起こそう。

- 1) アウシュビッツ強制収容所からの生還者は言う。「その体験をしていない者たちは、それが何だったのかを知るすべはない。その体験をした者たちは、もうそれについて語ることはない。」
- 2) ハンセン病療養所の人々。存在を抹消され、声を上げて聞かれることのなかった人々
- 3) エイズで死んだ人々の「メモリアル・キルト」は、一種の「物語的」な抗いである。何に抗うのか？

さらには、「私の物語」の不本意な書き換えの例として、

- 1) 「国家」、「民族」などの物語による書き換え：ファシズム、優生学
- 2) 「カテゴリー」の物語による書き換え：レッテル貼り、ステレオタイプ化……

の二点を挙げておこう。

(D) 「物語的正義」へ

こうして考えてみると、物語論と医療の関係は、単に医療の実践の中で患者・病者の物語を尊重せよという命題を導く以上に、人の生老病死の物語論は、「正義」を要請するということが明らかとなってくる。

## VI. ま と め

当日は約100名の参加者があり、4人の講師のそれぞれの中身の濃い講演の後、会場の参加者も加わって活発な討議が行われた。それぞれの「物語論」の定義や考え方は違っていたが、「物語論」へのさらなるアプローチと、医療倫理並びに生命倫理の授業への応用へのチャレンジのお必要性が感じられた。

医学科の「生命倫理」の講義は、2003年度から4年生を対象として、90分講義を8回行うことになった。ここでも、「物語」を活用した新しい講義形式を実現させたいと思っており、さらに、2004年度からは、12月から2月までの金曜日4限に固定され、全学共通科目としての充実を目指したい。